

三市中蒲原地区支会 連合消防演習実施

九月二六日、横越小学校グラウンドで、管内の消防団員、消防関係者二〇五名が参加し、新潟県議会議長、管内市町村長、町会議長や代表区長等の来賓が見守る中、地区支会連合消防演習が行なわれました。



伊藤地区支会長（新津市消防団長）、浅見町長からは住民の生命、財産の保護のため日夜消防活動に献身努力している消防団にたいするねぎらいと団員に対する期待のあいさつ、田村団長からは日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮するようにとの訓示に続き、常備点検、ポンプ操法訓練が行なわれ、団員たちは、実践さながらのきびきびとした行動で演習に励みました。また管内市町村消防自動車、

各分団の積載車、救急車などが町内中心部をパレードし、火災予防を呼びかけました。当日は、亀田町消防本部と県消防防災救助隊のヘリコプター「はくちょう」の連携による救助訓練を実施。小学校屋上から逃げられた負傷者の救出後、町長、消防団長等が上空から町内の被災状況視察を行いました。また、次の方々に県知事表彰等の伝達が行なわれました。

- 表彰
 - 新潟県知事表彰
 - 功績章 第三分団長 小田 一栄
 - 新潟県消防協会表彰
 - 功績章
 - 第三分団長 小田 一栄
 - 第三分団長 小田 一栄
 - 第一分団 片山 信宏
 - 第一分団 熊倉 吉範
 - 第一分団 石塚 興
 - 第一分団 長谷部哲也
 - 第三分団 阿部 一仁
 - 第三分団 石井 健一
 - 第三分団 鈴木 雄一
 - 第三分団 横野 仁
 - 第三分団 渡辺 桂一
 - 第四分団 佐藤 芳弘
 - 第六分団 石倉 孝司
 - 第六分団 桑野 修
 - 第六分団 阿部 良一
 - 第一分団 土田 昇
 - 第四分団 五十嵐賢一
 - 第五分団 谷井 一弘

新しい住居表示 11月1日実施

横越の部

町では、わかりやすい住所で暮らしやすい街づくりをめざして準備を進めてきた、住居表示を11月1日から、横越地区でスタートしました。

住居表示の実施により、大字横越の一部が新町名「中央1丁目～7丁目」に変更になりました。

住居表示は、一定の基準に基づいて実施したもので、住所がわかりやすくなり、火災時の消火活動、救急活動、郵便・宅配

便の配達や家庭訪問、その他効率的な行政運営など多方面にわたり効果が期待されています。

住居表示の実施に伴って郵便番号も次のとおり変わります。中央1丁目～7丁目の郵便番号は、950-0208です。

なお、住居表示実施区域内で建築物を新築、増改築等（道路からの出入口変更の場合）は、役場へ届出をしてください。



秋の全国火災予防運動 十一月九日～十一月十五日

あぶないよ ひとりぼっちにした その火

これからの季節、暖房器具など火気を使用する機会が多くなります。正しい取り扱い方法など家族全員で防火対策を再確認し安全で安心な住まいの町にしましょう。

●ストープには燃えやすいものを近づけない

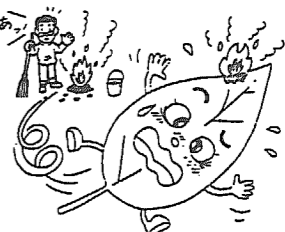
●寝タバコやタバコの投げ捨てをしない

●家のまわりに燃えやすいものを置かない



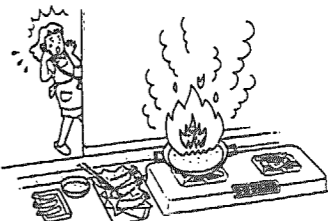
●風の強い時は、たき火をしな

●電気器具は正しく使いタコ足配線はしない



●子どもにはマッチやライターで遊ばせない

●天ぷらをあげる時はその場を離れない



火災発生するとき！ 万一の出火にあわてずに

- 1 早く知らせる
 - 小さな火事だと思っても、「火事だ！」と大声を出し、隣近所に援助を求め。声が出なければ、やかんなどを叩き、異変を知らせる。
 - 小さな火事でも一一九番に通報する。当事者は消火にあたり、近くの人に通報を頼む。
- 2 早く消火する
 - 出火から三分以内が消火できる限度。水や消火器だけで消そうと思わず、座布団で火を叩く、毛布でおおうなど、手近なものを活用する。
- 3 早く逃げる
 - 天井に火が燃え移ったら、いさぎよく避難する。
 - 避難する時は、燃えている部屋の窓やドアを閉めて空気を絶つ。

介護保険のお知らせ 要介護（支援）認定の申請 受付が10月から始まりました

平成12年4月から円滑に介護保険制度がスタートできるよう、10月から認定申請の受付を開始しました。

介護保険サービスを受けるには、介護（支援）の必要があるかどうか判定してもらうため、役場に要介護（支援）認定の申請をする必要があります。

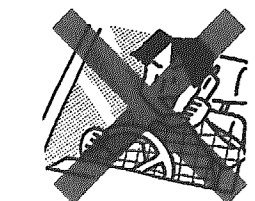
現在介護サービスを受けていて、今後も継続を希望される方、また、これから介護サービスを希望される方は申請をして下さい。

詳しくは、健康推進課（保健センター ☎385-5045）までお問い合わせください。

携帯電話は車を止めてから 11月1日から走行中禁止

携帯電話で話しながら運転していたら事故に…。最近、このようなケースの交通事故が増えています。こうした状況に対処するため、携帯電話やPHSの走行中の使用が禁止されました。

道路交通法が一部改正
自動車運転中に、携帯電話やPHSなどを使用して発生した



	平成9年	平成10年	増加率
発生件数	2,297	2,648	15.3%
死者数	25	33	32.0%
負傷者数	3,328	3,814	14.6%

●携帯電話使用中の人身事故発生状況